主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原判決挙示の証拠によれば、原判示の事実認定を肯認することができ、その認定に経験則違背その他の違法は認められない。そして、原判決の確定した事実関係の下においては、上告人のDに対する本件二口の貸金債権が目的変更による更改契約により消滅に帰し、その債権を担保する本件抵当権も亦消滅したとする原判決の判断は正当であつて、所論の違法は認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎